

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年2月8日認可した。

平成20年2月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宿母地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）薬池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）成願寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）俊正地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬指地区